（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項
官庁
押収物還付、財団、公示送達、一級建築士の免許の取消し関係　三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三六
特殊法人等
厚生年金基金変更関係　二九
会社その他

省　令

○厚生労働省令第百五十三号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号(392)中「製剤」の下に「。ただし、一錠中トランス―四―〔(二―アミノ―三・五―ジブロモベンジル)アミノ〕シクロヘキサノール塩酸塩として五㎎以下を含有するもの及びトランス―四―〔(二―アミノ―三・五―ジブロモベンジル)アミノ〕シクロヘキサノール塩酸塩として一・二％以下を含有する散剤及び顆粒剤を除く。」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第六十九号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第十七条第一項の規定に基づき、及び同条第三項の規定を実施するため、一般ガス事業供給約款料金算定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

一般ガス事業供給約款料金算定規則の一部を改正する省令

一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項の次に次の三項を加える。

6　第三項括弧書に規定する実績値を用いて基準平均原料価格を算定する一般ガス事業者（第一項括弧書に掲げる一般ガス事業者を除く。以下この条において同じ。）は、前項の規定により算定される実績平均原料価格が各原料の購入単価以外の理由によりその変動が著しくなると見込まれるときは、前項の規定にかかわらず、ガスの使用者の保護の観点を踏まえ、調整を行う月の一年二月前から三月前の期間の範囲内において調整を行う月の三月前を含み、かつ、三月を下回らない一月を単位とした連続する相当の期間（以下「特定期間」という。）における原料の購入価格の実績値の平均値に熱量換算係数及び数量構成比を乗じて得た額の合計額を実績平均原料価格とすることができる。

7　前項の規定により実績平均原料価格を算定しようとする場合には、当該一般ガス事業者は、特定期間を供給約款に定めなければならない。

8　一般ガス事業者は、第六項の規定を適用し、若しくは適用を終了する場合又は特定期間を変更する場合には、これらに伴う供給約款の変更の前後において、実績平均原料価格の算定方法の差異による算定上の過不足を生じさせないよう、必要な調整措置を行うことに係る規定を供給約款に定めなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）等の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年十二月二十六日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一〇―五―七

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）等の一部を改正する人事院規則

（人事院規則一〇―五の一部改正）

第一条　人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を次のように改正する。

第二十八条を削る。

（人事院規則一〇―五―六の一部改正）

第二条　人事院規則一〇―五―六（人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第百二十三号

担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）第五条第一項の規定に基づき、担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する信託会社を定める件（平成十九年金融庁告示第六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年十二月二十六日

金融庁長官　畑中龍太郎

第二十五号を削り、第二十四号を第二十五号とし、第十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　株式会社イオンコミュニティ銀行

○金融庁告示第百二十四号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十二号）第七条第三項及び第十条第三項の規定に基づき、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令第七条第三項及び第十条第三項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件（平成二十三年金融庁告示第六十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年十二月二十六日

金融庁長官　畑中龍太郎

「株式会社イオン銀行」の次に「株式会社イオンコミュニティ銀行」を加え、「株式会社第二日本承継銀行」を削る。

○金融庁告示第百二十五号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百七十六号）第九条第一項の規定に基づき、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令第九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件（平成二十一年金融庁告示第六十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年十二月二十六日

金融庁長官　畑中龍太郎

「株式会社イオン銀行」の次に「株式会社イオンコミュニティ銀行」を加え、「株式会社第二日本承継銀行」を削る。